《修士論文要旨》

近世後期の寺檀関係をめぐる権力と寺院

―京都を中心に―

ぐって進展してきた。この「堕落論」の中核をなす一つが、寺檀関係 された、と一般的に理解されている。 だが、その展開過程にあっては、民衆の信仰の側面は重視されず、寺 済的側面・信仰的側面が明らかにされている。この三側面は、対立 再生産することによって、本末関係を維持するための根幹として利用 院全体の制度的・経済的側面が重視されており、寺院側が寺檀関係を するものではなく、有機的に結びつきながら、寺檀関係は成立した。 である。寺檀関係は、主に成立をめぐって研究され、制度的側面・経 近世仏教史研究は、辻善之助氏のいわゆる「近世佛教堕落論」をめ

が、具体的に研究されている状況ではないという。また、共同体との リシタン禁制や宗門帳作成などの宗判機能以外に、より広範な意味で 容に関する相互関係。②幕藩権力が、寺檀制度・寺請制度に対し、キ かなる意味を持たせたのか、あるいは持たせなかったのか。この二点 の宗教統制や、さらには宗教の側面に留まらない支配の方策としてい 檀制度・寺請制度と、実態としての寺檀関係との、主として成立・変 しかし、近世後期における寺檀関係については、①政策としての寺

> そのうえで、制度史研究が低調である現状を鑑み、本稿は近世後期の する。本稿で具体的に言及するのは、京都における寺檀関係である。 める。また、地域差を念頭におき、寺檀関係の都市的様相を明らかに 関係において、都市と村落の差異があるとされているが、? の寺檀関係と、実態としての寺檀関係とを明確に区別して、考察を進 村落社会を中心に研究が進展してきたように感じられる。 そこで本稿では、近世後期における寺檀関係について、政策として 寺檀関係は

政策であった。「町触」を検討する限り、キリシタン禁制の維持や宗 それらはキリシタン禁制の政策であり、江戸時代を通じて維持された 係の機能や認識を考察した。『町触』から読み得る寺檀関係とは、奉 ので、享保七年~安政三年の『京都町触集成』を検討して、寺檀関 における寺檀関係は、町触を通じて京都町奉行から民衆に布達された 酎を行いたい。 政策としての寺檀関係を中心に、実態としての寺檀関係についても検 行所への宗門帳の提出であり、寺院から差し出される寺請状であった。 第一章では、京都における政策面での寺檀関係を検討する。政策面

林

俊

化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 化するものはみられないのである。 (1) を宗門帳に謳われた文言は画餅ではなく、この仕置は、寺請状や宗門や宗門帳に謳われた文言は画餅ではなく、この仕置は、寺請状や宗門や宗門帳に謳われた文言は画餅ではなく、この仕置は、寺請状や宗門を根を根拠としたものであると考えられる。 政策があるとは考えられない。 判機能以外の宗教統制や、その他の政策があるとは考えられない。

員を把握する手段でもあったと考えることができよう。 ・職業的身分共同体」で、権力も町を基礎とする支配を行っていた。 しかし、都市経済の進展とともに、民衆の行動は町の届かない範囲へ しかし、都市経済の進展とともに、民衆の行動は町の届かない範囲へ と広がり、町による保証が不可能となった。そこで、町が不可能にな か・職業的身分共同体」で、権力も町を基礎とする支配を行っていた。 がいごに、当該期の京都は、都市構造の変化が進行していたとされ、 (2)

おいて、寺院側に多くの権利を認めた「宗門檀那請合掟」は、慶長十いて、『徳川禁令考』から三つの法令について検討した。寺檀関係にの認識や対応を検討する。まず、前提となる近世前期の寺檀関係について第二章では、京都町奉行の上位権力である幕府の寺檀関係について

寺院法度」に謳われた枠組であった。 雖為何寺、可任其心得、僧侶方不可相争事」という寛文五年の「諸宗 指摘されている。したがって、幕府の寺檀関係の認識は「檀越之輩、 上とは明らかであり、貞享四年の「諸寺院條目」も寺院による脚色が 八年に発布されたというが、元禄四年以降に作成された偽文書である

(3) つぎに、近世後期の寺檀関係について、いわゆる「離檀禁止令」におると、離檀争論をめぐる寺社奉行の裁許であるのか、評価が異なっている。そこで、豊田武氏が言及する若狭万徳寺記録をみると、前書が存在し、それにまると、離檀争論をめぐる寺社奉行の裁許であると、前書が存在し、それによると、離檀争論をめぐる寺社奉行の裁許であることは明白である。そればかりか、万徳寺記録では、「世後期における寺檀関係の二大政で、諸寺院條目」とともに所収されており、寺院による離檀禁止令」につぎに、近世後期の寺檀関係について、いわゆる「離檀禁止令」にいまればかりか、万徳寺記録では、「離檀禁止令」にいて、近世後期の寺檀関係について、いわゆる「離檀禁止令」にいて、近世後期の寺檀関係について、いわゆる「離檀禁止令」にいる。

ては一定していた。離檀の間合せに対する寺社奉行の回答は、(2)応を検討する。五種類の先例書・問答集では、寛政期~文化期におい応を検討する。五種類の先例書・問答集から、離檀をめぐる幕府の認識や対

子細有之、外"差支候儀も無之候*、被承届候**も不苦筋と存候書面、離檀改宗等之儀**容易離成筋"候得共、寺檀納得之上、無拠

といったものであった。幕府は個別の寺檀関係に介入することはなく、

る。

え満せば、離檀は認められたのである。②寺院と檀那の双方が納得している、③ほかに支障がない、の条件さ離檀は容易なことではないとした上で、①やむをえない理由がある、

相について「移動」という行為を通して分析した。

・対していて「移動」という行為を通して分析した。

・対に成されることになった。これは「人返しの法」を京都においてもが作成されることになった。これは「人返しの法」を京都においてもが作成されることになった。これは「人返しの法」を京都においてもがにされた詳細な宗門人別帳では、天保十四年に生国や檀那寺、年齢が記された詳細な宗門人別帳がにあれていて、検討する。京都

のであった。

できなかった、あるいは完結する意思がなかったと考えられるのであいる。また、半数以上の五九・一%が本末替をとなっていることがである。また、半数以上の五九・一%が本末替をともなっていたことから、そこに先祖祭祀などの信仰をともなっていたとは考え難いのとから、そこに先祖祭祀などの信仰をともなっていたとは考え難いのとから、教団の本末関係の異なる檀那寺になる事例がみられる。宗旨替は民衆の信仰のメルクマールにすることができ、本末替は教団の寺檀は民衆の信仰の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することがのら、教団の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することがから、教団の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することがから、教団の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することがのら、教団の本末関係は、国を越えた移動を教団内で完結することがのら、教団の本末関係は、国を越えた移動と来たが、彼らは移動に際して、できなかった、あるいは完結する意思がなかったと考えられるのである。この寺替の際には、宗旨を持ちない。

る宗旨・京都における宗旨の三つの視点から分析する。東国に生まれつぎに、寺替にともなう宗旨替の要因について、生国・生国におけ

いたのである。ここからみえる寺檀関係は、非常に緩やかで自由なも国やそこにおける宗旨、居住地になる町の宗旨が複雑に影響しあって影響も受けていたと考えられる。国替をともなう寺替には、民衆の生はあまりなかった。生国において篤い信仰心が養われていれば、宗旨た者や、生国で門徒・日蓮宗の檀那であった者は、宗旨を替えること

不可欠な関係であったということができよう。 不可欠な関係であったということができよう。 不可欠な関係であったということができよう。 不可欠な関係であったということができよう。 不可欠な関係であったということができよう。 不可欠な関係であったということがなかたったのである。流動性のまか、決定のであった。それが弛緩な関係であったといえよう。 のできない関係であった。それが弛緩な関係であるか、強固な関係であるかは、寺権関係に影響を与えることがなかたったのである。流動性ののできない関係であった。それが弛緩な関係であるか、強固な関係であるかは、寺権関係にか可である。またそこに先祖祭祀や自らの信めがともなっているのか、まったく問われることはなかったが、必要のできない関係であったということができよう。

注

(1) 辻善之助『日本佛教史』近世篇一~四(岩波書店、一九五二~五五年)。

- (2) 【同前】近世篇三(岩波書店、一九五四年)など。
- (3)圭室諦成『日本佛教史概説』(理想社、一九四〇年)。
- (4)竹田聴洲「近世社会と仏教」(『日本歴史』近世1、岩波書店、一九七五
- (5)高埜利彦「江戸幕府と寺社」(『講座日本歴史』近世1、東京大学出版会、 一九八五年)、圭室文雄『葬式と檀家』(吉川弘文館、一九九九年)など。
- (6)朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係」(『史学雑誌』 一一〇―四、二〇〇一年、 のち『幕藩権力と寺檀制度』(吉川弘文館、二〇〇四年)所収)一頁。
- (7)幡鎌一弘「明治初年の宗教の世俗化をめぐって」(『天理大学学報』一八 三、一九九六年) 三三~四頁。
- (8)享保八年は享保改革により京都町奉行の支配国が縮小されて、民政が強 化された年である。安政三年は、京都が政治都市化されはじめる年である。
- (10) 東京大学史料編纂所収蔵。 (9) 一~一二・別巻二、岩波書店、一九八三~八九年。
- (1)大橋幸泰「史料紹介(大坂切支丹一件」(『研究)キリシタン学』四、二 001年)。
- (12)代表として、塚本明「近世中期京都の都市構造の転換」(『史林』七〇― 五、一九八七年)が挙げられる。
- (13) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(『朝尾直弘著作集』七、岩波書店、二 〇〇四年)四一~四頁。
- (11)法制史学会編『徳川禁令考』前集五(創文社、一九五九年)。
- (15)【禁令考】二六七〇。
- (16) 【禁令考】二五七七。
- <u>17</u> **【禁令考】二五七四。**
- **【禁令考】二五九〇**。
- (19) 豊田武『日本宗教制度史の研究』(『豊田武著作集』五、吉川弘文館、一

- 九八二年)一二四~八頁。
- (20)朴澤「前揭論文」一一~三頁。
- (21)【宗門寺檀那請合掟】(東京大学史料編纂所所藏)。
- (22) 『諸例撰要・諸家秘聞集』 (創文社、一九九九年)、布施弥平治「寺社奉行 御留書」(『日本法学』四〇―一~四、一九七四~七五年)、『諸例集』(『内閣 文庫所蔵史籍叢刊』九六、汲古書院、一九八九年)、『幕制彙纂・寺社公聴载 許律』(創文社、二〇〇四年)、『離旦』(国立公文書館所蔵)。
- (23) 【諸家秘聞集】四四六。
- (24) 他国出身者三六三人のうち、一人を除いて、すべての者が山城国に檀那 寺を持っている。
- (25) 秋山國三・仲村研『京都「町」の研究』(法政大学出版局、一九七五年)、 鎌田道隆「上京・橋西二町目の借屋事情」(『京都市史編さん通信』 | 二一・ (『経済学部論集』八一二、一九九八年)。
- -251 -